

境川における「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく

河川及び流域の指定について

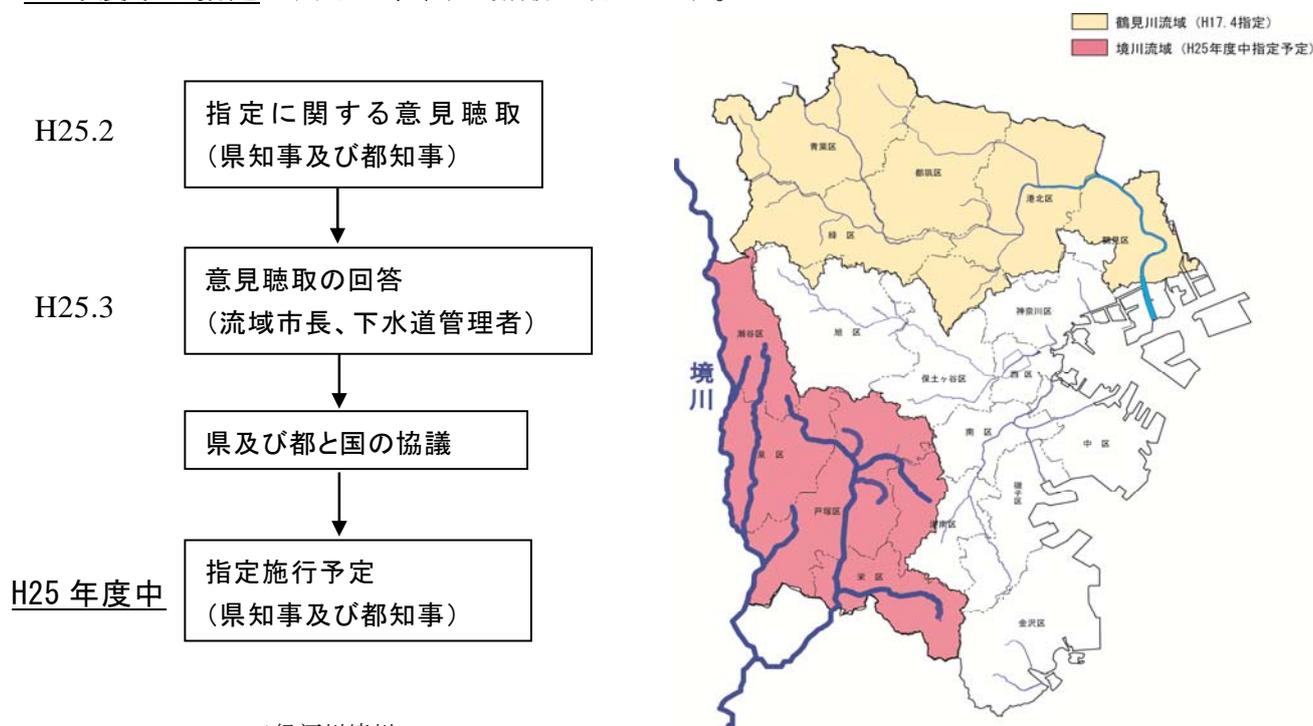
1 概要

二級河川境川について、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく指定に向けて、平成 25 年 2 月 18 日に、神奈川県知事及び東京都知事より、流域市長に対し「河川及び流域の指定に関する意見照会」がありました。

2 今後のスケジュール

本市としましては、今回の指定により、鶴見川と境川を合わせて、市内の概ね 6 割の区域が特定都市河川流域となりますので、治水安全度の向上に向けて、積極的に対応してまいります。

今後、神奈川県及び東京都では、今回の意見照会后、流域市長からの回答を受け、平成 25 年度中の指定に向けて、国と協議を行います。



二級河川境川

河川延長	約 52km
河川流域面積	約 211km ² (横浜市:約 104km ²)
流域地方自治体	神奈川県、東京都、横浜市、相模原市、町田市、大和市、藤沢市、鎌倉市
横浜市内 境川流域河川	境川、柏尾川、相沢川、和泉川、宇田川、平戸永谷川、阿久和川、名瀬川、川上川、芹谷川、舞岡川、いたち川

<参考>

1 特定都市河川浸水被害対策法の目的

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害の発生、又はそのおそれがあり、かつ河道等の整備による浸水被害対策が、市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び流域として指定し、浸水被害の防止のための総合的な対策の推進を図ることを目的としています。

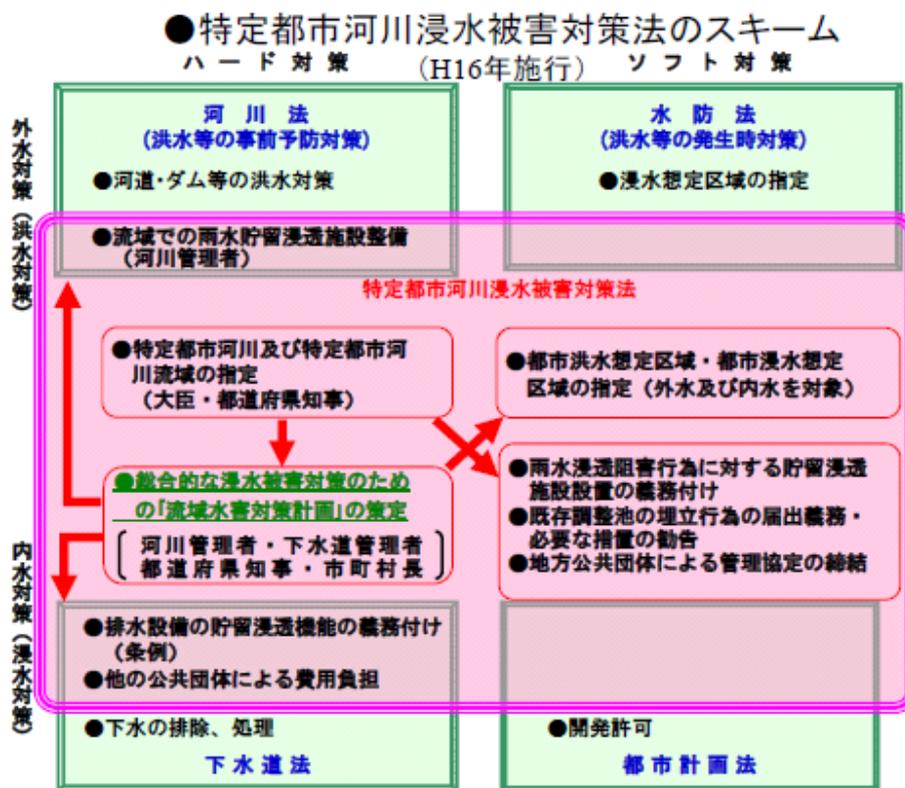
2 実施する主な内容

(1) 流域水害対策計画の策定（目標降雨：時間降雨量約 60 ミリ）

河川管理者、下水道管理者、都県知事、流域市長が共同で策定。

(2) 雨水浸透阻害行為の許可

宅地等以外の土地（山林、田畑等）で一定規模(1,000m²)以上の雨水浸透阻害行為（宅地造成、舗装等）を行う場合に、恒久的な雨水貯留浸透施設の設置を義務付ける（許可権者：市長）。



国土交通省ホームページより